

(仮訳)

食品医薬品局通知

件名 保健省告示 (2018 年第 388 号) 「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」

部分水素添加油脂 (Partially Hydrogenated Oil) 由来のトランス脂肪酸 (Trans Fatty Acids) は、冠動脈心疾患 (Coronary Heart Disease) のリスクを高める効果があることが、科学的根拠により明らかになったため、保健省は「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」(2018 年保健省告示第 388 号) を策定した。以下にその重要事項を要約する。

第 1 条 部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を含む食品については、製造、輸入又は販売を禁じる食品に指定する。

「部分水素添加油脂(Partially Hydrogenated Oil)」とは、トランス脂肪酸を生じやすい部分水素添加工程を経て精製される植物又は動物に由来する各種の油脂を指す。ただし、完全水素添加(Fully hydrogenation)、オイル配合(Oil blending)、エステル交換(Inter-esterification)などの他の工程を経て精製される油脂を除く。

第 2 条 2018 年 6 月 13 日付けの「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」(2018 年保健省告示第 388 号) は、2018 年 7 月 13 日の官報に掲載済みで、2019 年 1 月 9 日から施行されることになっている。すなわち、それ以降は部分水素添加油脂及び部分水素添加油脂を含む食品を製造、販売又は輸入してはならず、輸出のための製造もしてはならない。

第 3 条 食品の製造者、輸入者又は販売者は、「製造、輸入、販売を禁止する所定食品」(2018 年保健省告示第 388 号) を順守しなければならない。食品法 (1979 年) 第 6 条第 8 項に基づき公布された告示に違反した場合、同法第 50 条に基づく処罰として、6 ヶ月以上 2 年以下の懲役及び 5,000 バーツ以上 20,000 バーツ以下の罰金が科される。

食品医薬品局は、以上の通り通知するとともに、食品販売を目的とする製造者、輸入者、又は販売者に上記の保健省告示を厳格に順守することを求める。疑問の点がある場合は、保健省食品医薬品局食品事務所(電話番号 02-590-7185 及び 02-590-7173)に、執務時間中に問い合わせることができる。

2018 年 7 月 18 日付け  
ワンチャイ・サタヤーウティボン  
(Mr. ワンチャイ・サタヤーウティボン)  
食品医薬品局事務局長

正しい写しであることを保証する  
Miss マユリー・ディットメーターロート  
食品・薬品専門技官

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。